

## 第 6 回宇都宮市景観審議会議事録

平成 2 4 年 2 月 2 3 日

午後 1 : 3 0 ~

宇都宮市民プラザ

会議室 1・2

### 出席委員

#### 1 号委員（学識経験者）

藤本信義会長，岡田義治副会長，赤羽薫委員，上田由美子委員，  
梶原良成委員，小花伸子委員，山島哲夫委員

#### 2 号委員（関係団体代表）

岡田豊子委員，高梨道太郎委員，橋本理委員，増淵薫委員，  
渡辺政行委員

#### 3 号委員（関係行政機関）

小路泰広委員，井澤清二委員，竹村政之委員（代理：塚野重徳）

#### 4 号委員（市民公募）

冨健治委員

（計 1 6 名）

### 欠席委員

#### 4 号委員（市民公募）伊澤志乃婦委員

（計 1 名）

### 出席幹事

宇梶嘉修幹事，田辺義博幹事（2 名）

### 事務局

田嶋実書記，大貫真一書記，江口英男書記，松井義幸書記，  
猪瀬康子書記，磯奈央美書記

（6 名）

## <会議公開>

書記 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

## <資料確認>

書記 それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

- ・ 第6回宇都宮市景観審議会次第
- ・ 宇都宮市景観審議会委員名簿
- ・ 諮問書
- ・ 議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」
- ・ 議案第2号「広告物景観形成地区の指定について」
- ・ 説明資料1「宇都宮市景観計画の変更及び広告物景観形成地区の指定について」
- ・ 参考資料1「景観形成重点地区の規制の仕組み」
- ・ 参考資料2「景観形成重点地区の区域を変更した理由について」
- ・ 参考資料3「宇都宮市景観計画（平成23年3月改定版）構成」
- ・ 報告資料1「宇都宮市景観推進プランについて」
- ・ 報告資料2「宇都宮市景観推進プラン（案）」
- ・ 報告資料3「景観施策体系図」

また、本日の配付資料としまして、

- ・ 「宇都宮市景観審議会関係資料」となります。

以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。  
よろしいでしょうか。

## <1. 開会>

書記 それでは、定刻となりましたので、「第6回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

藤本会長、進行をよろしく申し上げます。

## <2. 会長あいさつ>

藤本会長

みなさん、こんにちは。年度末に向けてお忙しい中、ご出席

いただきましたありがとうございます。第6回の景観審議会ですが、議案としては2点ございます。これは昨年10月に行いました第5回の審議会で、素案としてはみなさんにご検討いただいた事項でありまして、今回は指定案として市長から諮問があり審議するものです。それから、その他として、宇都宮市景観推進プランの報告がありますが、みなさまにも前もって資料が届いていると思いますが、これは重要なプランではないかと思っています。ぜひこのプランについてご意見を賜りたいと思います。本日の会議を効率よく進められるようご協力をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(会議の成立)

藤本会長

それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

書記

本日の会議でございますが、現在出席委員は16名でございます。

これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

また、本日の会議の傍聴者はありません。

藤本会長

事務局の説明のとおり、本会議は成立しておりますので、ただいまから議事に入ります。委員の皆様の忌憚のないご意見いただきながら進めたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

(議事録署名委員の指名)

藤本会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、高梨委員と橋本委員の両名を指名いたします。よろしくお願いたします。

(付議案件)

藤本会長

本日の議事といたしまして、議案は2件となります。

この議案につきましては、平成24年2月16日付、宮都第

873号にて市長から諮問がなされております。審議内容は、開催通知でもご案内したとおり、議案第1号については、「宇都宮市景観計画の変更について」、議案第2号については、「広告物景観形成地区の指定について」でございます。

藤本会長

議案第1号は、白沢地区の景観形成重点地区指定に伴う景観計画の変更及び景観計画の構成の変更について審議する議案でございます。議案第2号は、白沢地区の景観形成重点地区指定に伴う広告物景観形成地区の指定について審議する議案でございます。

つきましては、議案第1号と第2号について一括で審議したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

藤本会長

それでは、一括で審議いたします。

(会議の公開)

藤本会長

付議案件の審議につきまして、改めて会議の公開、非公開を確認させていただきます。

本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

<3. 議事>

藤本会長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」、議案第2号「広告物景観形成地区の指定について」事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

田辺幹事

それでは、議案第1号、第2号についてご説明いたします。

まず、付議の理由ですが、諮問書にありますように白沢地区の景観形成重点地区の指定に伴う景観計画の変更及び景観計画の構成の変更、並びに広告物景観形成地区を指定するにあたり、審議会の審議を求めるものでございます。

資料は議案第1号、議案第2号となります。説明は関連性がありますことから一括して説明資料1によりご説明いたします。

まず、「1 変更及び指定の理由」でございますが、白沢地区は、宇都宮市の北東に位置し、旧奥州街道の第一の宿であった白沢宿の面影を残す集落が現在も残されており、この宿場町の歴史を活かした景観の創出を図り、「歴史・自然・文化」が一体となった景観を「ふるさとの記憶」として伝承していくため、「景観形成重点地区」に指定し、併せて屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」を同時指定するものであります。また、今後も景観形成重点地区等の追加指定が想定されることから、地区ごとの方針や行為の制限等をわかりやすくするため、景観計画の構成を併せて変更するものです。

次に、「2 策定経過」でございますが、前回の審議会以降の経過についてご説明いたします。11月から、市の庁内組織や協議会で検討を行い、12月に素案としてまとめ、権利者に通知し、今年1月に縦覧・公聴会を開催しました。なお、縦覧者・公聴会の参加者はなく、意見書の提出もありませんでした。また、今月の14日に開催しました都市計画審議会において、異存なしの答申をいただいております。

次に、「3 景観形成重点地区の内容」でございますが、前回の審議会で示した素案との変更・修正点を中心に説明いたします。

まず、「(1) 景観形成重点地区の区域」ですが、図で示した赤枠の範囲、白沢町のうち、白沢宿を中心とした約11ヘクタールの区域となります。

こちらの区域につきましては、前回の審議会の内容から大きく変更しております。変更した理由につきましては、参考資料2「景観形成重点地区の区域を変更した理由について」により、説明させていただきます。

参考資料2をご覧ください。図にありますように、これまで「白沢宿エリア」と「白沢宿周辺エリア」の二つの区域を対象

としておりましたが，協議会及び市で検討した結果，指定する区域としては「白沢宿エリア」のみとすることにいたしました。

変更した理由ですが，豊かな自然に恵まれた白沢宿周辺エリアでは，地区住民が積極的に，農地・水・環境保全活動に取り組み，営農を行うことにより，現在の田園風景が形成されております。このため，主に建物や工作物等を規制誘導しようとする景観形成重点地区の指定の必要性は低いと考えております。なお，農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域であり，農地の保全や営農については担保されているところであります。

また，白沢宿エリアは，市街化を抑制する市街化調整区域であります。既に住宅が建ち並ぶ地区であるため，建て替え等が進むことにより，宿場町の風情が失われていくことが予想されます。このようなことから，現在の風情を保全し，景観形成を誘導するためには，景観形成重点地区指定の必要性は高いと考え，今回の指定は白沢宿エリアのみといたしました。

続きまして，説明資料1にお戻りください。「(2)景観形成重点地区の目標及び方針」ですが，こちらは前回素案で示した白沢宿エリアの内容と同様となりますので，説明を省略させていただきます。

続きまして，「(3)良好な景観形成のための行為の制限」の「ア 届出対象行為」ですが，種別の①，②として，建築物，工作物の新築，増築，改築若しくは移転につきましては，「建築確認が必要なものすべて」を対象としております。次に，種別の③として，建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更につきましては，「変更の範囲が建築物，工作物の全体の2分の1を超えるもの」を対象としております。こちらは，前回の審議会でご指摘があり，表現を修正しております。次に，種別④の「その他」としまして，本地区内では想定されませんが，景観条例に位置付ける関係から「1ヘクタールを超える開発行為」を対象としております。

下段の，経過措置についてですが，既存不適格の取扱いを記載しております。すでに建っている建築物・工作物，適法な屋外広告物については，次の更新時，建替え，色の塗替え，屋外広告物の表示内容の変更等の際に，景観形成基準が適用される

としています。

以上が、届出対象行為となります。

次に「イ 建築物及び工作物に関する行為の制限」ですが、前回素案で示した白沢宿エリアの基準と同様となりますので、前回の内容から修正した部分について説明させていただきます。

まず、建築物等の形態意匠の色彩の基準についてですが、具体的な色彩の範囲については、ページ右側の別表1「建築物等の色彩制限について」に示している範囲となります。

こちらの修正箇所としましては、外壁の色彩制限の無彩色について明度6以上としていたものから、歴史的な風情に調和する黒色も使用できるようにするため、明度の制限をなくしたところであります。別表1の色票の赤線で囲まれた部分が外壁で使用できる範囲です。併せて上段の表につきましても、無彩色の欄を設け、わかりやすくいたしました。また、ただし書きについては、「慎重に用いる場合」を「景観に配慮し用いる場合」と表現を修正しております。

次に、緑の保全・緑化等の基準ですが、「崖線の斜面緑地や寺社などにある貴重な樹木、地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。」と規定し、表現を修正しております。

以上が、建築物・工作物の景観形成基準の修正点となります。

続きまして、次ページに移りまして「ウ 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限」ですが、この制限は広告物景観形成地区の基準も同様となります。

こちらにも、前回素案で示した白沢宿エリアの基準と同様となりますので、前回の内容から修正した部分について説明させていただきます。

まず、共通基準としまして、意匠の色彩基準ですが、地色で使用できる色彩の範囲が、ページ右側の別表2「屋外広告物の色彩制限について」に示す範囲となります。

修正箇所としましては、地色の茶系の色彩を明確にするため、

別表 2 の上段のとおりマンセル表記で制限範囲を示した点になります。色票の青線で囲まれた部分が地色に使用できる範囲です。

次に、種類別基準の屋上広告物の基準ですが、「屋上」を追加し、「最上階の屋上には表示しない。」と修正しました。

以上が屋外広告物の景観形成基準の修正点となります。

続きまして、「4. 広告物景観形成地区の内容」についてご説明いたします。

本市の景観計画では、「景観形成重点地区等において、屋外広告物の制限を行う場合は、その内容を宇都宮市屋外広告物条例で担保し、連携を図る」ものとしておりますことから、白沢地区も併せて条例に基づく広告物景観形成地区に指定するものです。

まず「(1) 区域」については、景観形成重点地区の区域に同じとなります。

「(2) 基本方針及び広告物景観形成基準」についてですが、こちらは議案第 2 号の 3 をご覧ください。

「(1) 基本方針」ですが、上段の部分については景観形成重点地区の指定の理由と同様となりますので、説明を省略いたします。続きまして、中段の屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針についてご説明いたします。まず、「ア基本目標」についてですが、「白沢地区の歴史や自然を活かした魅力ある景観に配慮した広告景観の形成を図る」としております。

次に、「イ 基本的考え方」についてですが、「白沢宿の宿場町の風情あるまちなみ、豊かな緑や掘割を流れる清流の景観に調和させるため、屋外広告物の種類や規模、色彩、デザインなどを適切に規制することにより、屋外広告物の誘導を行い、伝統の感じられる宿場町の風景を創出する。」とし、景観形成重点地区の目標や方針に沿った方針を掲げております。

続きまして、「(2) 基準」についてですが、3 ページの別表 1 に定める基準となりますが、これは景観形成重点地区の「ウ屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限」と同様でござい

ます。

以上が広告物景観形成地区の内容となります。

また、説明資料1に戻りまして、次に、5. 宇都宮市景観計画の構成の変更についてご説明いたします。議案第1号と参考資料3を併せてご覧ください。議案第1号宇都宮市景観計画（案）の冊子2枚目、構成（案）のページをお開きください。併せて参考資料3をご覧ください。

参考資料3は、変更前の、現在の平成23年3月（改訂版）の構成となりますが、地区ごとの区域や方針、行為の制限をわかりやすくするため、枠で囲まれた部分を地区別編に再編し、議案第1号のように変更するものです。すなわち、枠で囲った地区ごとの区域や方針をまとめて地区別編として再編すると、残った部分は平成19年度当初に策定した景観計画となります。地区別編としては、景観形成重点地区や景観形成推進地区として追加指定したものをまとめたものです。また、今回、景観形成重点地区に追加指定する白沢地区の内容は、議案書では、49～53ページに記載しています。その他の宇都宮駅東地区や大通り池上町地区についても、地区別編にまとめています。構成上の場所を移動したもので内容は変更しておりません。

最後に、説明資料1に戻りまして「6 今後のスケジュール」ですが、3月に景観形成重点地区及び広告物景観形成地区の指定の告示を行い、その後、6月に景観条例及び屋外広告物条例施行規則の改正案を議会提案いたしまして、7月から改正景観条例及び屋外広告物条例施行規則の施行を目指しております。

以上で、議案第1号、議案第2号の説明を終わります。

藤本会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

富委員

説明資料1の(3)の良好な景観形成のための行為の制限ところで、届出対象がそれぞれ建築物と工作物は建築確認が必要なものということですが、ちょっと私不勉強なんですけど、景観形成重点地区とかでは確認の段階で色彩のチェックはどのように行っているか？建築指導課と都市計画課の連携がどうなっているのか。

**田辺幹事** ただいまのご質問ですが、景観計画の色彩のチェックですが、現在、宇都宮市は市全域が景観計画の区域となっております。一般の区域については建築物では10mを超えるものまたは建築面積が1,000㎡を超えるものを届出対象としています。ただし、景観形成重点地区、景観形成推進地区については、きめ細かくするため、建築確認が必要なものすべてとしております。色彩のチェックですが、色彩の基準については景観計画の基準を適用し、届出していただいております。建築指導課と都市計画課の役割の違いですが、景観計画区域内の行為の届出の窓口が建築指導課となっております。これは確認申請を受け付ける場所を一括して、ワンストップという形で受け付けているものです。景観計画の改訂や基準については都市計画課で所管し、改定や見直しを行っております。

**富委員** もう少し具体的な話なんですが、確認申請を出すときに、パースとか立面図に着色したものを出させているということですか。

**書記** 届出の内容につきましては、立面図などに着色していただき、そこにマンセル値を記載していただき、その色彩の面積を記載していただき審査をしています。

**富委員** わかりました。

**山島委員** 前回議論したことは、全部入っているのですが、前回と違うというのは区域の変更ですか。区域の変更のところで確認しておきますが、白沢宿周辺エリアは農用地区域で、白沢宿エリアは農用地区域ではないということで、農用地区域だけを外したということですか。それとも全体が農用地区域ですか。

**田辺幹事** 白沢宿エリアについては農業振興地域で、白沢宿周辺エリアは農業振興地域であり農用地区域がほとんどであります。

**山島委員** 全体は農業振興地域で、白沢宿エリアは農用地ではないということでしょうか。

**田辺幹事** 白沢宿エリアは農業振興地域の白地であります。

- 山島委員 はい。わかりました。
- 藤本会長 他にいかがでしょうか。  
前回ご検討いただいたことも、今回活かされているかと思いますが、特にご質問等ございませんか。  
特にご意見・ご質問もこれ以上ないという事ですので、お諮りいたしますが、  
議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」及び  
議案第2号「広告物景観形成地区の指定について」は、「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし
- 藤本会長 それでは、異存なしとして答申いたします。
- 藤本会長 以上で本日の議事は終了致しました。

#### <4. その他>

- 藤本会長 続きまして、「4. その他」の事項に入ります。  
「宇都宮市景観推進プランについて」事務局より、ご説明をお願いいたします。
- 田辺幹事 その他「宇都宮市景観推進プランについて」説明させていただきます。  
まず、資料の説明に入る前に、「景観推進プラン」の位置付けや取り扱いについて、説明させていただきます。一般に、行政におきましては、今後の施策や取組みを示した行政計画を策定し、これに基づき事業を推進しております。本市におきましても、地方自治法に基づく総合計画を頂点としまして、それぞれの行政分野ごとに、基本計画等を有しております。景観分野につきましても、平成3年に「都市景観基本計画」を策定し、景観形成の目標や方針、及び施策事業を掲げまして、取組みを進めているところです。  
このような状況の中、景観法が施行され、景観行政を取り巻く環境が大きく変化したことや、現在の「都市景観基本計画」で掲げていた事業が全て実施又は着手に至ったことなどから、実施している施策事業を改めて体系的に整理すると共に「都市

景観基本計画」で掲げている施策事業を時代に即したものに見直すこととし、今回の「景観推進プラン（案）」として、取りまとめたものです。従いまして、今後、適切な時期を捉えまして「都市景観基本計画」を改定していきたいと考えております。「景観推進プラン（案）」は、それまでの当面の措置として作成するもので、具体的な数値目標などは設定しておりませんが、今後の施策事業の方向性を示した計画として活用してまいります。

今回は、庁内の検討を経て（案）として、まとめられましたことから、景観計画の変更など条例で定められた諮問事項とは異なる案件であります。今後の景観形成の進め方に資するものでありますことから、専門家であります審議会の委員の皆様のご意見を伺いたいと考えております。

本日いただきますご意見は、今後の景観行政の進め方や「都市景観基本計画」の改定などに反映させていただきます。

では、資料の説明に移りたいと思います。

まず、資料の確認になりますが、報告資料1が、報告内容の概要となります。報告資料2が、「景観推進プラン」の本編となります。報告資料3が、「都市景観基本計画」の施策体系に基づき、これまで実施してきた事業の体系図となっております。こちらの説明は割愛させていただきますので、適宜、ご覧いただければと思います。

では、説明に入ります。報告資料1をご覧ください。

まず、「趣旨」でございますが、今後の景観行政の推進計画となる「宇都宮市景観推進プラン」を策定することから、内容について報告するものです。

先ほどの説明と一部重複いたしますが、次に、「1 背景と目的」でございます。本市では、平成3年に「宇都宮市都市景観基本計画」を策定し、これに基づき景観施策を展開しているところでありますが、現在、より効果的な景観形成手法の導入や、ネットワーク型コンパクトシティの形成を掲げた「第2次都市計画マスタープラン（平成22年4月）」との連携など、時代に即した景観行政の展開が必要となってきております。一方、平成16年の景観法施行以来、景観行政の重要性に関する社会的認識が全国的に高まっており、従来の公共施設の整備に限らず、観光や文化の振興、地域活性化など、今や都市戦略に景観の観点は欠かせないものとなっております。このようなことから、更なる景観行政の推進を図るため、より広い観点を加え、今後

の施策事業の方向性を示した推進計画として「宇都宮市景観推進プラン」を策定するものであります。

次に、「2 策定経過」でございますが、平成23年5月から、庁内において検討を進めてまいりまして、この2月に策定したところです。また、10月に開催しました景観審議会において、次期景観施策を見直すことについて、報告させていただいたところです。

次に、「3 特徴」でございますが、内容につきましては、報告資料2の本編の方となりますので、下記の「特徴」とあわせて、ご覧ください。

では、本編の方の1ページをご覧ください。「2 位置付け」のところで、本プランの位置付けですが、景観分野の基本計画であります「宇都宮市都市景観基本計画」の目標や方針を引き継ぎながら、施策体系や事業を見直したもので、実務レベルの事業推進計画になります。

次に、2ページをご覧ください。計画の期間ですが、総合計画の目標年次と合わせまして、平成34年を目標年次としまして、よって、計画の期間は、11年間となります。

次に3ページからの第2章と、5ページからの第3章は、社会環境の動向や、これまで実施してきた事業の課題等を整理しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に13ページをご覧ください。第4章が本プランの主たる内容となります。下の図が、今回、見直しをした施策体系になります。報告資料1にありますとおり、特徴としましては、市民参加型まちづくりの進展や景観法の制度を活用した市民協働の仕組みづくりなど、景観形成の主体である市民を重視した施策体系に見直したことです。また、規制誘導や体制づくりは、これまでの取組みを継続しながら、事業の見直しを図ったものです。

14ページから18ページが、これら4つの施策に基づく具体の事業となります。

まず、施策1「市民主体・市民協働の景観形成」につきましては、事業1-1から事業1-4まで、4つの事業を位置付けております。主な事業といたしましては、景観形成重点地区の指定などの「地域の景観形成の推進」や、景観法の活用も含めた「住民組織の育成」等を考えております。

次に、施策2「市民・事業者の景観意識の高揚」につきましては、同様に、4つの事業を位置付けております。主な事業と

いたしましては、「表彰事業の継続」や、新たな取組みとして「事業者啓発の実施」等を考えております。

次に、施策3「規制誘導による景観形成」につきましては、同様に、4つの事業を位置付けております。主な事業といたしましては、地域別景観形成基準への見直しなどの「景観計画の拡充による景観形成」や、違反広告物の是正や優良広告物の誘導などの「屋外広告物の適正な規制誘導」等を考えております。

最後に、施策4「推進体制づくり」につきましては、同様に、4つの取組みを位置付けております。主なものとしましては、「庁内外の体制づくり」、「関係団体との連携」等を考えております。

また、施策とは別に「景観形成のプロジェクト」を整理してありまして、本編では、19ページの第5章になりますが、「都心拠点や地域拠点の景観形成」や「歴史・文化的景観の保全創出」として、具体的な取組みを示しております。

主なものとしましては、「1 中心市街地（都心拠点）の景観形成の推進」では、大通り等の景観形成重点地区の指定や、再開発事業のデザイン調整などを考えております。

「2 地域交流拠点の景観形成」では、北部、南部の拠点である雀宮駅周辺や、岡本駅周辺の景観形成重点地区の指定などを考えております。

「3 歴史・文化的景観の保全・創出」につきましては、今回、審議していただいております白沢宿のほか、二荒山神社と宇都宮城址公園を結ぶ歴史軸、日光街道と奥州街道の追分（おいわけ）がありました小幡清住地区、国の名勝指定を受けた奇岩群を有する大谷地区の景観形成重点地区の指定などを考えております。

最後に、本編21ページからの第6章では、概ねのスケジュールと、今後、都市景観基本計画を改定し、「景観マスタープラン」といったような行政計画を策定していくことを謳っております。

このような形で、今後の事業の方向性を整理したところでございます。

なお、本プランは事業の取組み方針を示したものになりますので、実際の事業の実施につきましては、総合計画実施計画や事務事業評価など、毎年、庁内での調整・検討を行いながら、実施していく予定でございます。

以上で、その他「宇都宮市景観推進プランについて」の説明

を終わります。

**藤本会長**

事務局からの説明が終わりました。平成3年に作られた景観基本計画を引き継ぎながら、5年単位の具体的な計画に落とし込んでいくという内容でございます。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

**小花委員**

次世代教育の実施は、是非力を入れていただきたいところと考えております。お聞きしたいのは、推進体制づくりということで施策4の行政間の連携に関わることかと思うのですが、市の進める景観計画の内容と、国や県との間にズレが出た場合についてお聞きいたします。

現在、国交省の方で自転車の優先ゾーンに色を塗るということが進められていますが、非常に鮮やかな青色で、例えば景観形成重点地区なのにあまりそぐわない色なのではないかと感じています。その辺りを連携によって、地域の景観に合わせた色彩や明度・彩度に変えていくことが可能なのではないのでしょうか。

**田辺幹事**

まず事務局からお答えいたします。景観計画につきましては、景観法の中での景観行政団体として、宇都宮市と県が二重に規制をかけないようになっております。そのようなことから、連携は非常に重要と考えておまして、こちらにもありますように、景観づくり連絡会議において関係団体で協議をしまして調整を図るよう努めております。

また、青色レーンにつきましては、安全性を重視すると警察からの推奨色ということで現在塗っておりますが、これについての彩度など幅も多少ありますので、新しい問題として連携を図りながら協議してまいります。

事例といたしまして、最近、京都市では色を塗り変えて、色味を落ち着いたものにしたと聞いております。市でも関係機関と調整していきたいと考えております。

**塚野委員**

20年9月の道路交通法の改正の際に、推奨色ということで青色系を例示しています。全国的にも青色は安全の色と認知されており、自転車専用レーンということで、青色であればどこでも自転車が通るのだと認識させる意味で例示している状況です。

先ほど事務局からあったように、京都の上京区では、警察が塗った青色系が景観条例に合わないということで、赤茶系に塗り直し、予算約650万円をかけたという話を聞いております。宇都宮市では、藤原線の青色系がどぎついという指摘が、昨年の2月に市の都市計画審議会で挙がりました。青色系で濃淡を出すなどいろいろな方策で、どぎついのであれば色を考えるような施策を進めていくかたちで考えております。

**藤本会長** 特にマンセル記号で規制・推奨しているわけではなく、青色系ということですね。

**塚野委員** その通りです。しかし、20年9月以前は緑色で塗っていた経緯もありまして、競輪場通り周辺にはまだ緑色が少し残っている状態です。

**小花委員** そうしますとそれは、土木事務所なり市なり、道路の管轄によって違うのでしょうか、そちらの方から逆に誘導することで解決できるということでしょうか。

**田辺課長** ただ今のご指摘ですが、県道・国道・市道とそれぞれの道路管理者がおりますが、その全体調整につきましては都市計画課が中心となって、調整・協議を進めていく考えです。また市道に関しましては、かつて歩行者中心として緑色に塗られておりましたが、自転車専用レーンに関しましては、今後、青色に塗り変えていく方向でございます。周辺の景観と合い、尚且つ安全性を確保できるよう検討していきたいと考えております。

**井澤委員** 今、事例として挙げられた所は、県で管理している藤原・宇都宮線のことだと思いますが、あれは道路交通法で法律的に規制がかかっている表示であります。この表示があるところは、自転車が通ってもいいという意味の表示なのです。まだ昨年から始まったばかりなので、まずは自転車の安全という実効性がどうなのかがあると思います。もう一つは、都市景観との関係はどうなのか、検討してから結論を出した方が良いと思います。これにつきましては、捉え方によって法令的な問題も出てくると思いますので、少し時間をいただいて市や警察と相談したいと思います。

次に、県と市との連携についてですが、大通りにおいてア一

ケードの撤去は県が、店舗のファサード整備は市が補助金を出して行っています。レトロ調の街並みは実現したと言えるでしょう。これが県と市の連携であると思います。

最後にもう一点、作新学院と護国神社の交差点がありますが、そちらを是非ご覧いただきたいと思います。景観形成重点地区には指定されておりませんが、県と市が連携・調整して横断歩道橋が出来ました。色彩も景観上も素晴らしいものになっています。このように、県と市が連携し取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願い致します。

**小路委員**

国の立場といたしましても、全国的に進めていく施策ですので、今後検討していく中で県・市・関係機関と調整しながら、当然景観に配慮しながら進めていきたいと考えております。

関連してもう一点、景観というのは住んでいる人が快適に思ったり、訪れる人が良い景色だと感じたり、地域の人が幸せになるための手段だと思うのですが、その際いろいろな手段があると考えられます。昔ながらの景観を残した街並み、落ち着いた街並みなどがありますが、街らしさという意味からすると、今までの自転車レーンの話は県や市にとって、テレビでも紹介されるほど、全国でも非常に先進的な取り組みで、宇都宮市が自転車に力を入れていることは、地域のブランド発信であるとも言えます。その意味で、従来の景観を残したり、新しい施策や特徴を打ち出すという面でも、ひとつの手段だと思います。

自分たちの地域をどのように盛り上げていくか、議論しながら進めていく中で、私共も意見を出しながら参加していきたいと考えています。

**赤羽委員**

自転車レーンの幅は道路交通法などで規定があるのでしょうか。

**塚野委員**

専用レーンは1メートル以上です。それより短ければ緑色で路肩という表示になります。餃子の店の前は緑色ですが、あそこは専用レーンではないので緑色なのです。

**赤羽委員**

全面を塗るということも決定事項なのでしょうか。例えば、外側のラインだけを残すなどといった方法はないのでしょうか。

塚野委員

それは違います。場所によって検討していかなければならないと考えていますが、基本的に安全という意味では全面塗りたいというのが警察の立場です。

参考なのですが、自転車専用レーンは昭和49年に宇都宮市が最初に敷いたものが記憶に残っております。全国では230キロほどの自転車専用レーンがありますが、そのうち栃木県は112キロを持っています。ということは全体の約47%で、先進県のイメージは全国的にも定着していると考えられます。

山島委員

景観推進プランはこういう理解でいいのでしょうか。都市景観基本計画の計画部分が景観計画としてできていて、それを推進していく体制がこれだという位置づけでしょうか。計画部分は景観計画があつて、都市景観基本計画で書かれている実施部分を推進プランに載せているという理解なのでいいのでしょうか。

田辺幹事

景観計画と都市景観基本計画の位置付けに関して、景観計画との兼ね合いも含めて改めてご説明いたします。

プラン2ページ目の下に、マスタープランとして宇都宮市景観基本計画が平成3年に策定されたとありますが、ここには理念・方針・方向性などが書かれており、これらは現在も継続しているものです。その下のプランという段階では、今後10年間で景観施策として取り組むものを体系化しており、順に取り組んでいくものが推進プランです。更に、その下のプログラムですが、これについては個々の事業として、具体的な目標設定や財源的な裏付けをするために、毎年度更新しながら進めたいと考えております。

もう一つ、報告資料3の景観形成のための規制誘導のところの右側に、平成19年に景観計画の策定とありますが、これは景観法が出来たことによって届出勧告制の法的裏付けが出来て、それとセットの法定計画で景観計画というものを作っております。当然その中には法の理念や全体の方向性が書いてありますが、景観計画の目的は計画・基準・条例という3つの形が一体となって届出勧告制により規制誘導していくことです。

宇都宮市の行政としての景観への取り組み姿勢は、景観基本計画から始まる推進プランということですので、出来れば景観基本計画を時代に即したものに改定していくことを今後考えております。その契機としましては、第5次総合計画の改定作業

を行っておりますので、それと連携しながら、また、再開発事業や駅東口の事業などのプロジェクトも進展していくことを見据え、適切な時期に景観のマスタープランとしての計画を改定した上で、新たな施策を構築していきたいと考えております。

山島委員

内容は分かりました。要するに景観基本計画と景観計画と景観推進プランというのがあり、基本計画を基礎として、景観法関連のものは景観計画として書いてあって、それらを踏まえたものが現在の推進プランということだと思います。もう少し名前などをはっきりさせておくとうよろしいのではないのでしょうか。

藤本会長

法や条例などによる制度的な意味での景観計画と、推進プランは違いますね。法に則ってという形ではありませんので。そういったところから理解の仕方が判然としないということでしょう。

田辺幹事

ご指摘の通り、説明に苦慮しているところでございます。「計画」と言葉は似ていますが、それぞれの役目と表す範囲が違うのです。行政としては景観基本計画これをマスタープランとして改定していきたい、その段階で名称も含めた分かりやすい整備を今後検討していきたいと考えております。

藤本会長

私の方から部分的なことですが注文がございます。プラン15ページの施策2・事業2－3次世代教育の推進ですが、こちらを小学校限定にしないでいただきたいということです。小・中・高まで含めてやっている例もありますし、中学生のボランティアガイド等の例もありますので、小学校に限定しないでいただきたいと思います。

田辺幹事

仰るとおりだと思いますので、この記載につきましては修正していきたいと思います。

藤本会長

お一人お一人意見が聞ければよろしいのですが、人数が多いため挙手をお願い致します。ではどうぞ。

橋本委員

私は今回初めて都市景観基本計画を見させていただいたのですが、なるほどと思い最初のページを開けますと、宇都宮市長・増山道保さんというずいぶん昔の方の写真がありました。それ

でいて内容が基本計画なので、もう少し新しいものの方がよ  
しいのではと感じました。

藤本会長

基本計画を作った時点ではまだ景観法とは関係がなかった  
ので、そういった理由からかと思われま

す。また、景観整備機構、要するに市民主体の景観形成とい  
うことを考えた場合の組織について確認ですが、複数の組織  
や団体が指定されていてもいいということですか。

田辺課長

15ページの事業1-3のところにあります。景観整備機  
構は景観法に基づいて市長が指定できることになっていま  
す。例にありますように、建築士会や広告美術協同組合、造  
園業協会などからそれぞれ複数に指定することが可能です。  
これから啓発事業などを進めていく中で、連携を図りなが  
ら、指定の要件を整えば順次指定を進めていきたいと思  
っております。

藤本会長

他にございませんか。

岡田(豊)委員

今回、推進プランなどいろいろなことが決まってきた、  
内容的にも良いものになっていると感じています。ビジョ  
ンがあってプランがあってプログラムがあると思いますが、  
ビジョンとプランに関しては練っていけると思いま  
す。しかし、やはりプログラムにおいて実行を積み重ねて  
いっていただきたいのです。市民らの意識がなかなか追  
いついていかない状況もあると思  
いますので、それを少しずつ並行して進めていただければ  
と思

います。それが何故か具体的に申し上げますと、この中  
では「大きなところを景観を形成する地域に指定しまし  
ょう」という大きな目標がありますが、市民レベルの目  
線から言うと、路地裏や一部のところに関しても本当  
に力を入れて格闘していらっしゃる方がいると思いま  
す。そういう方々の意見を表に持つていくことによ  
って、地域が良くなるという波及効果があると思いま  
すので、市民の意見を反映できる場を持つていただ  
きたいと思  
います。具体的にそういった場を考えていらっしゃる  
れば教えていただけ  
ますか。

田辺課長

市民の景観意識の醸成についてですが、景観は全ての事  
業に関わっていると考えています。都市計画課が主体的  
にこのプラ

ンの推進をしていますが、実際にまちづくりの事業、例えば自治振興部での市民主体の事業のところでも景観が関わるよう進めていきたい。例えば区画整理事業などのハード事業では、最近、公園の計画などもワークショップを作ったりしていますが、道路景観につきましても住民組織を作りまして、その中で景観の観点の議論もしておりますので、その部署でどの事業があっても景観の意識が高まるように進めていければと考えております。

藤本会長 他にいかがですか。

井澤委員 13ページで次期景観施策とありますが、出来上がれば次期ではなくなりますので、施策そのままかと思いますが。

田辺幹事 ご指摘のとおりですので、修正いたします。

富委員 昨年度、緑の基本計画が策定され推進していくのだと思いますが、市全体の連携がとれていないかと思います。具体的には、最近、雀宮駅東に工業高校が開校しましたが、その南北に広幅員の道路がありまして、東西には将来インターパークに繋がる道路がありますが、緑が全く入っていないのです。かなり、広幅員の歩道もあるのですが、街路樹が入っていないのです。これを見ますと連携がとれていないと感じます。

大通りなどは、県と市の役割分担が出来ていると思うのですが、雀宮なども、県と市の役割分担が別だと思いますが、特に景観形成重点地区と景観形成推進地区については、将来の絵を描いて、規制誘導だけではなく、現実にかつこういうようにしていくのだという意思を明確に打ち出す必要があるのではないかと思います。お願い事項も含めてになります。

公共事業は前回も話したとおり、今回の白沢地区も真ん中の幹線が宇都宮土木の管理ということで、県の方は全く予算措置はしていないと思うので、今後、連携も含めて強烈に推進していく施策を出していただきたい。

藤本会長 事務局が承っておくことでよいですか。

富委員 はい。

- 井澤委員** 雀宮のJR駅から4号線の間につきましては、道路拡幅となるため、この機会に良い景観にしようということで、市とも協力して進めております。また、駅前通りになりますので、植栽も入ると思います。それについては、連携をとりながら進めております。
- 富委員** 道路行政の方と話すとき、維持管理の費用との兼ね合いだと思いますが、緑をどんどん削減していく方向で考えている方が多いです。現実的に管理費が掛かるという事と、苦情が多いという事で、その辺りの兼ね合いが難しいと思いますが、宇都宮の中心部に緑が少ないということもあるので、積極的に緑を増やしていただきたいと思います。
- 藤本会長** 造園の立場からいかがでしょうか。
- 高梨委員** 富委員のご意見は業界としては有難いことです。担当行政が二つに分かれているとお互い認識が出来ないことに問題があるのではないかと思います。県と市の方で事前にすり合わせを行っていただきたいと思います。緑は必要なものですが、やはりコストも掛かります。一旦、緑を植えてしまえば、後は毎年管理費用が掛かるわけです。これらの予算措置においては、現在の経済状況も考えるとなかなか難しいと感じています。具体的には街の中、市街地には十二分に緑を増やして欲しい。緑も景観の大きな要素として取り入れていただきたい。
- また、現在話題になっているLR Tですが、市民へのサービス向上のため、市がLR Tを推進していくのであれば、それも計画に考慮していただきたい。
- 藤本会長** ありがとうございます。街中の緑の創生、創り出すということに関しましては、以前にも上田委員からご意見をいただいたのですが、付け加えることは他にございますか。
- 山島委員** 私は学生提案の中でも、ずっと緑のことを言っているのですが、国の方から見れば分かりますが、宇都宮の街路樹はひどいです。例えば、仙台のデッキから見た姿と宇都宮のデッキから見た姿、いつも講演をやるときにそれら両方を比べて出すのですが、宇都宮を出して仙台を出すと、みんな違いが分かる。いろいろ話を聞くと、落ち葉が落ちるということで嫌がられてい

るようなのですが、先ほどの雀宮の道路も何も無い、その宇商通りも1本も木が無い。あれだけ太い道路で何も無いというのは驚きです。そのくらい宇都宮の緑は酷いと思っております。ただ、それを全部やれと言うのも無理ですから、少なくとも景観形成重点地区等のエリアについてはお願いしたい。緑は固まっていると印象が変わりますので。とにかくよその都市でやっている事ですから。東京の方が、遥かに緑が多いわけです。それで落ち葉を掃いているわけです。ここは落ち葉が落ちると怒りますが。東京のど真ん中の方が、緑がもっと多いわけですから、そのようなわがままを言わせないで地域でやらないと、せっかく基本計画があるのに出来ないということになってしまう。部分的にでも重点的に整備していかないとよそから来て強剪定した木を見たらがっかりしてしまいます。

藤本会長

ご意見ありがとうございます。

上田委員

緑に関しましては、山島委員と同感で、どこもここもでなくて良いと思います。選択と集中が良いと思います。よその都市でやっているのに、どうして宇都宮ではやれないのかと誰からも言われるので、是非と思います。

あと、もう一点ですが、次世代教育という事で、すごく重要だと思えます。この推進プランの最後に、景観形成のプロジェクトがありますが、これは実際、目に見えるかたちでどういうふうにやっていくかという、リーディングプロジェクトかと思えますが、こういうところに教育的な啓発なども入ってよいのではないかと思います。例えば宇都宮ですと大谷石など、やはり大人になってからでは遅いとすごく感じておりまして、私、大学の研究室にいますのですが、宇都宮出身の学生ですら、大谷石のことをよく知らないというのが実態です。だから、やはり小中高、出来るだけ若いうちから景観づくりの大切さと一緒に宇都宮らしい景観って何なんだろうということ、その中で大谷石は欠かせないということをして是非放り込んで、そのようなこともリーディングプロジェクトとしてやっていけたら、宇都宮もすごく変わるのかなと期待をしています。

藤本会長

ありがとうございます。是非、ご検討いただきたいと思います。

高梨委員

今まで出た街路樹の話ですが，これはいろいろとご指摘いただいたとおり，我々の技術的課題についても考えなくてはいけないと感じるところです。

例えば仙台，あるいは東京丸の内周辺などに仕事で行った場合，すごいな素晴らしいな，こういう風に木を育てるのが街の姿であり文化だと感じるのです。宇都宮市では市に限らず栃木県全体でも，木は伸びれば剪定するものという庭木と同じような考えが一般的です。歩道は狭いし軒先に枝が伸びる，葉が落ちる，太陽が入らず暗くなる，虫がつくなどといった生活上の問題も絡めて，行政側も良い形にしていきたいと考えています。ただやはり葉が伸びて落ちたら誰が掃除するとかそういった問題はやむを得ず含まれるので，互いに住みやすく嫌なところを意識しないようなあり方が重要になると思われれます。

我々の業界も社会に対するアピールが必要ですが，街路樹については，第一には地域住民の方に意見を聞いて納得してもらい，将来的にこういう風に育てていくと打ち出していく以外解決しないと思います。全体的な緑ということでは，狭い街でスペースもとれませんので，その中で車道も歩道もとっているのですが，これがもっと拡張されるということは有り得ないことです。宇都宮市の場合，中心部・大通り，駅から例えば西は作新学院までとかその中間まででもいいでしょう。県庁前に立派なトチノキがあります。これは誇れるものです。あれを中心に大通りの東と西へとにかく集中的にでも緑の濃い場所を作る。そういった緑のある部分を作るだけでも達成感があるのではないのでしょうか。

藤本会長

ありがとうございました。選択と集中という発言がありました。

梶原委員

今，景観形成の大きな要因として緑について多く挙げられましたが，もう一つ街の景観の大きなものとして，伝統的な建物の保全というものがあると思います。今回決まった白沢の話で考えてみても，新しい建物，専ら行政が行っている確認申請に出たものに対してはこういう方向付けということが言えますが，実際に大事なものは，これまであって既に景観を形成しているものの保全をどうしたらよいかということが元になって，次の街の景観が作られていくことだと思います。それを施策の中に何らかの形で盛り込んでいければいいのではないのでしょうか。

か。実際に登録文化財などということになるような伝統的な建物に関しては問題ないと思いますが、そうではないそこまで古くないもの、例えば先ほど大谷石の話が出ましたが、大谷石の建物が集中的にあるといった、そういったものが、現在のかなりの景観を形成しています。それらに対する行政としての関わり方が何か出来ないか。何かしらの形として、例えば景観形成の誘導をしていくときに、この街にとって重要な建物はどのようなものかということを経験にした方向に進めていくなど、施策3の景観形成のところに盛り込まれるといいのではないかと思います。

藤本会長

ありがとうございました。新しい建築への規制ということではなくて、歴史文化の尊重という関係性に注目してもらいたいというご意見でした。

岡田(義)副会長

14ページの施策1、事業の3つ目で15ページにあるように、こういう計画では行政が計画を作るのが一番適切です。今の時代、どうしても市民参加ということが大きく出てくるわけですが、私共の関係するところで景観整備機構というものがありました、平成16年に景観法が出来て以来ずっと話し続けているものの、一向に進んでおりません。市はやる気があるけれど、県に対する遠慮のようなものがあると思いますが、本当は景観行政団体は景観整備機構の指定などを行い、景観行政団体になっていないところは県が面倒をみるものです。宇都宮市も県に遠慮せず景観整備機構をどんどん作っていただきたいと思います。15ページにあるように、いろいろなことが景観整備機構を窓口に来るのです。行政がやりづらいところ、踏み込めないところ、それが景観整備機構の役割なのです。とにかく、県内で宇都宮市はトップランナーとして走っているわけですから、そういうことを取り入れて進めていくべきだと思います。ただ、「景観を推進するにあたり、資金やノウハウを要する」という記載についてですが、資金はありません、ノウハウだけです。しかし、それを活用していけば、景観行政は飛躍的に進むのではないのでしょうか。

藤本会長

北関東3県では、茨城県の方が景観整備機構に関して先を行っていますね。

井澤委員

景観行政団体の方針なのですが、やはり地元市町村が景観行政団体になって主体的に進めていただくというのが県の基本方針でして、決して県がやる気がないというわけではありませんのでよろしくお願い致します。

岡田(義)副会長

確かにそのとおりですね。東京都では23区全てを景観行政団体にするという方針ですので、県にもどんどんやっていただきたいと思い意見いたしました。県の方が景観整備機構について積極的に申請を受け認定するという事は、いろいろな条件やハードルがありますので、その意味で県の方にももう少しと思いました。

藤本会長

市は県に遠慮しているのでしょうか。中核市なのだから、何も遠慮することはないと思います。他にご意見はございますか。

赤羽委員

15ページの次世代教育についてですが、実は5年前から宇都宮市に協力していただいて、「うつのみや百景を描く子供絵画コンクール」というものを東武百貨店さんの方で開いております。毎年500点もの子供たちの作品が集まりまして、この5年で約2500点もの作品が私のところに保管されております。どの作品を見ても、緑があふれています。子供たちが描く場所が多いのは二荒山神社と八幡山公園、そしてそれぞれの子供たちの住むエリアの公園です。不思議なのですが、その中で紅葉や枯れ木を描いたものはほんの数点です。中央女子高の枯れ木を描いた小学生の作品のほかは全てが緑色で、このことから子供たちの木のイメージは緑なのだということが分かります。特に年少の子供たちの絵の特徴は、木に枝を描きません。電柱のような棒のてっぺんに丸を描いて、クレヨンで緑色に塗るだけで木になります。そう考えると宇都宮市の街路樹は子供の絵のように枝無しですね。街路樹をおしなべて同じように剪定する必要があるのでしょうか。先ほど集中と選択という話がありましたが、ここには緑が欲しいというところには伸ばし放題にできる地区や、少ない緑の中で道を歩いても眺望ができ、この先には緑が欲しいなど、あるいはセットバックして、空間として公共的なサービスをしてきているわけですから、そこに例えばパリのカフェが道に緑の木を出しているように、行政が提供して緑を飾ってもらう、もちろん管理はそのビルやお店の方に全てやってもらうなど、ソフト部分で前進できるこ

とがある気がしますので提案したいと思います。

藤本会長

緑に関するご意見が多数出ましたが、他によろしいですか。

渡辺委員

では一点質問させてください。19ページにあるように再開発事業が進んでいる中で、例えばバンバ地区あるいは大手地区の再開発などでもいろいろ話し合われていると思いますが、その時に景観というのは具体的に話に入っているのでしょうか。というのも、メガドンキの赤はどうなのかなど気になったもので、現在、そのような再開発の中で入っているのでしょうか。

田辺幹事

再開発も含めたいろいろな公共事業には、行政が関わっております。それぞれ計画の段階で特に調整に入りたいと思っています。今現在どうしても事業の成立性のところを各担当課の方で進めていますのでそちらが中心となります。

そもそも大規模な建物につきましては、景観計画の景観形成基準など適用になるものが既にありますので、それを前提にやっていたら、さらに実施になった場合、我々は内部的に公共事業のデザイン調整部会というものを持っていますので、その中で各担当とあわせて調整しています。

また、景観アドバイザー制度というものもありますので、外部の専門家の助言をいただきながら進めていきたいと思っています。今後進展するにあたってはこのような調整を図っていく考えです。

渡辺委員

緑、緑と話が出ていますが、バンバ地区の再開発でしたらどこかに空間を設けて緑をとという話は当然出てくるものと思います。間に合わなくなってしまうのではとの懸念がありましたので伺いました。

田辺幹事

バンバ地区につきましては、再開発において広場を創設しようということで進めておりました。特にこの表参道スクエアの脇にある広場と対応するよう、交差点のところに広場を設置できればと考えております。その中でももちろん緑の植栽を提案・協議しておりますので、今後具体的になるよう努めてまいります。

また、同地区のメガドンキについてですが、屋外広告物条例で適法になるよう、当初は広告物の全体を黄色と赤にしたいと

の申し出がありました。西側の通りの広告物につきましては条例に基づいて縮小していただきました。出来るだけ協力をさせていただきながら調整しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

藤本会長 増淵委員，いかがですか。

増淵委員 はい。市民の景観意識の高揚についてですが、私も市民として、このような委員会に参加しているから景観について考えていますが、実際に市民の方がどれだけ景観意識を持っているかということだと思います。友達同士の会話では、「もう少しこの辺きれいになったほうがいい」など話しますが、具体的な言葉として出てきづらいと思うのです。ですので例えば町内会単位でももう少し市民の意見を聞くなど出来れば、市民がその気にならなければ街は変わらないと思いますので、その辺を検討していただきたいと思います。

藤本会長 市民事業者の景観意識の高揚についてのご意見でした。橋本委員何かございますか。

橋本委員 私共のほうで、宇都宮市の河川課の方から、子供たちに絵を描かせるという事業がありまして、先ほどの赤羽先生のお話と類似してはいますが、畳1枚の大きさに家族で水の絵を描いてもらうもので、子供たちにとっても非常に良い思い出になっているようです。13年ほど行っておりますが、当時に比べ川の水がずいぶんきれいになりました。魚も大変増えています。そういったことも一つの景観ということで、きれいになったことを実感しております。

藤本会長 ありがとうございます。

一通り皆様から意見を伺ったかと思いますが、ご意見いただいたことを十分配慮していただきながら推進プランを固めていくということでしょうか。

全委員 異議なし。

藤本会長 それでは全体としては「異議なし」といたします。その他、事務局より何かございますか。

書記 本日審議いただきました白沢地区の景観形成重点地区指定に伴う宇都宮市景観計画の変更等及び広告物景観形成地区の指定については、3月に告示を行い、7月から施行を予定しています。

藤本会長 事務局から今後の予定に関する報告がありました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

各委員 意見なし。

藤本会長 では、4. その他についてはよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

#### <5. 閉会>

藤本会長 最後に、委員の皆様から何かありますでしょうか。

各委員 意見なし。

藤本会長 それでは、これをもちまして第6回宇都宮市景観審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

**【終了】**